

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	デイサービスセンター ミザール		
所在地	〒230-0037 神奈川県横浜市鶴見区向井町4-88-21		
提供可能サービス及び介護保険事業者番号	サービス種類 ①通所介護 ②第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス) ③第1号通所事業(川崎市通所介護相当サービス)	1470100247号	
管理者及び連絡先	サービス種類 ①通所介護 ②第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス) ③第1号通所事業(川崎市通所介護相当サービス)	氏名 羽賀浩良	連絡先 045-506-1566
サービス提供地域	通常の事業の実施地区は、川崎市川崎区・幸区 横浜市鶴見区とする。		
併設サービス	訪問介護事業所	1470100387号	

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類・業務	人 員
管 理 者	従業者及び業務の管理・指揮等	1名(介護職員兼務)
生活相談員	業務及び生活相談等	3名：常勤3名・非常勤0名(介護職員兼務)
看 護 師	看 護 業 務	3名(常勤0名：非常勤3名)
介 護 職 員	デ イ サービス 業 務	8名(常勤4名：非常勤4名)
機能訓練指導員	個別機能訓練(Ⅰ)業務	2名(常勤1名：非常勤1名)
調理スタッフ	調 理 業 務	7名(常勤0名：非常勤7名)

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前8:20から午後17:50

4 サービス提供時間/定員

サービス種類	定員
①通所介護	23名
②第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)	
③第1号通所事業(川崎市通所介護相当サービス)	
*日曜日及び12月30日～1月3日を除く	

5 利用者負担金(料金表)

(介護保険法に準ずる)

			介護度			
			1割負担	2割負担	3割負担	
通所介護 (通常規模)	介護報酬に係る費用 (介護保険負担額) 日額	基本額	介護度1	¥ 706	¥ 1,411	¥ 2,117
			介護度2	¥ 833	¥ 1,666	¥ 2,499
			介護度3	¥ 965	¥ 1,930	¥ 2,895
			介護度4	¥ 1,097	¥ 2,194	¥ 3,290
			介護度5	¥ 1,231	¥ 2,462	¥ 3,692
	※計算上、1～2円の 差が発生すること あります。	加算額	入浴介助加算Ⅰ	¥ 43	¥ 86	¥ 129
			個別機能訓練Ⅰイ	¥ 61	¥ 121	¥ 181
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	¥ 24	¥ 48	¥ 71
			中重度ケア体制加算	¥ 49	¥ 97	¥ 145
			介護職員等処遇改善加算Ⅰ	9.2%		
その他の費用	食材料費		¥ 700			
サービス提供の範囲を 超える費用	希望者を募り実施する行事代(実費相当分)					

第1号 通所事業	介護報酬に係る費用 (月額)	基本額	介護度		1割負担	2割負担	3割負担
			要支援1 ①	¥ 1,928	¥ 3,855	¥ 5,783	
			要支援2(週1回程度) ①	¥ 1,928	¥ 3,855	¥ 5,783	
			要支援2(週2回) ②	¥ 3,882	¥ 7,764	¥ 11,646	
※計算上、1~2円の差が 発生することもあります。	加算額	サービス提供 ①	¥ 95	¥ 189	¥ 284		
		体制強化加算 I ②	¥ 189	¥ 378	¥ 567		
		介護職員等処遇改善加算 I	9.2%				
その他の費用	食材料費		¥	700			
サービス提供の範囲を 超える費用	希望者を募り実施する行事代(実費相当分)						

第1号 通所事業	介護報酬に係る費用 (入浴あり)	基本額	介護度		1割負担	2割負担	3割負担
			要支援1 月額	¥ 2,034	¥ 4,068	¥ 6,101	
			要支援1 1回	¥ 407	¥ 813	¥ 1,219	
			要支援2 月額	¥ 4,158	¥ 8,315	¥ 12,472	
※計算上、1~2円の差が 発生することもあります。	加算額	サービス提供 要支援1	¥ 95	¥ 189	¥ 284		
		体制強化加算 I 要支援2	¥ 189	¥ 378	¥ 567		
		介護職員等処遇改善加算 I	9.2%				
その他の費用	食材料費		¥	700			
サービス提供の範囲を 超える費用	希望者を募り実施する行事代(実費相当分)						

※川崎市総合事業の方※

事業対象者及び要支援1の方は利用回数が月4回までは1回毎、月5回は月額料金です。

要支援2の方は利用回数が月8回までは1回毎、月9~10回は月額料金です。

6 サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービス利用の中止をする場合には、すみやかに所定の連絡先にご連絡ください。
連絡先：(電話) 045-506-1566
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。(ただし、利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合にはキャンセル料は不要です。)
- (3) キャンセル料は、サービス利用日の当日の連絡に限り、利用者負担金の100%をお支払いいただきます。

7 緊急時の対応

サービスの提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合には、事前の打合せに基づき家族、主治医、緊急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

医療機関等	住所	
	電話	
	住所	
	電話	
	住所	
	電話	
緊急連絡先	氏名	
	連絡先	

8 非常災害対策

管理者は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火設備等の、必要な設備を設けるとともに、非常災害に対して具体的な防災計画、避難計画などをたてて、職員も参加した訓練を年に2回以上実施するものとします。

9 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口	電話	045 - 506 - 1566
	FAX	045 - 503 - 2363
	相談員(責任者)	大金 麻衣
	対応時間	8:20 ~ 17:50

(2) 次の公的機関においても、苦情申出等ができます。

鶴見区高齢・障害支援課	045 - 510 - 1770
介護事業指導課	045 - 671 - 2356
神奈川県国民健康保険団体連合会	045 - 329 - 3445
川崎市役所	044 - 200 - 2111

10 秘密保持の厳守

- (1) 事業所及び全ての職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者およびご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密主義は、雇用契約終了後も同様といたします。
- (2) ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業所等に対し、ご利用者の個人情報を提供いたしません。

11 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者：管理者・羽賀 浩良

12 身体拘束廃止の取り組みについて

ご利用者又は、その他のご利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為はいたしません。

13 業務継続に向けた取り組みの強化

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

14 ハラスメント対策

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント(身体的暴力・精神的暴力・セクシュアルハラスメント)の防止に取り組みます。ハラスメントはいかなる場合でも認められません。

15 事業の目的

指定通所介護事業の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、指定通所介護の円滑な運営管理を図ると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所介護を提供する事を目的とします。

16 当社のサービスの方針等

事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行うものとします。

また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

17 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

18 その他運営に関する留意事項

- 1 事業所は、従業者の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3か月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 3 当施設には貴重品(アクセサリ等)等、お持ちにならないください。万が一、紛失された場合には責任を負いかねます。
また、薬、着替え、靴、靴、オムツ等の持ち物には全てに記名をお願いします。
- 4 朝の送迎時間は8:30~9:30の間、伺えるよう努めますので、道路事情による多少の遅れはご了承ください。
また、送迎は玄関から玄関までとさせていただきます。
連絡帳には必ず目を通し、サイン又はご返答のほどをお願いします。
- 5 第三者評価受けていません。

19 当法人の概要

法人の名称	有限会社 ミザール
代表者名	鹿嶋加代子
所在地	神奈川県横浜市鶴見区向井町4-88-21
電話	045 - 506 - 1566

私たちはご利用者の尊厳を守る為に身体拘束ゼロ運動を実施しています。
(理念及び方針については、別紙を配布しております)

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

サービス契約の終結にあたり、上記により重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

(事業者) 事業者名 有限会社 ミザール
デイサービスセンターミザール

説明者 _____ 印

(利用者) 氏名 _____ 印

代理人又は立会人
氏名 _____ 印

(続柄) _____